詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、平成二十九年十月二十二日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

平成二十九年十月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○中央選挙管理会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次の表のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

選挙区名	職名	住所	氏名
北海道	選挙長	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一一	大泉　淳一
東北	選挙長	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一一	大泉　淳一
北関東	選挙長	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号	神崎　浩昭
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区大久保三―三―一―一一一	大泉　淳一
南関東	選挙長	東京都文京区千駄木一―一―九	髙部　正男
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区早稲田南町三四―二〇一	森　源二
東京都	選挙長	東京都文京区千駄木一―一―九	髙部　正男
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区早稲田南町三四―二〇一	森　源二
北陸信越	選挙長	愛知県名古屋市北区柳原一―七―一〇	佐藤　泰介
	選挙長の職務代理者	東京都中野区新井三―一〇―四―五〇六	井上　勉
東海	選挙長	愛知県名古屋市北区柳原一―七―一〇	佐藤　泰介
	選挙長の職務代理者	東京都中野区新井三―一〇―四―五〇六	井上　勉
近畿	選挙長	神奈川県横浜市緑区いぶき野一六―三	橋本　文彦
	選挙長の職務代理者	千葉県市川市若宮二―一九―五	御給　健治
中国	選挙長	神奈川県横浜市緑区いぶき野一六―三	橋本　文彦
	選挙長の職務代理者	千葉県市川市若宮二―一九―五	御給　健治
四国	選挙長	埼玉県所沢市上安松九一六―一六	佐々木憲昭
	選挙長の職務代理者	東京都目黒区中目黒一―二―一三―二〇七	田邊　光男
九州	選挙長	埼玉県所沢市上安松九一六―一六	佐々木憲昭
	選挙長の職務代理者	東京都目黒区中目黒一―二―一三―二〇七	田邊　光男

○中央選挙管理会告示第十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

平成二十九年十月十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

日時　平成二十九年十月十日　午後九時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○中央選挙管理会告示第十七号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五条第一項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

一　審査の期日　平成二十九年十月二十二日

一　審査に付される裁判官の氏名

小池（こいけ）　裕（ひろし）

戸倉（とくら）　三郎（さぶろう）

山口（やまぐち）　厚（あつし）

菅野（かんの）　博之（ひろゆき）

大谷（おおたに）　直人（なおと）

木澤（きざわ）　克之（かつゆき）

林（はやし）　景一（けいいち）

○中央選挙管理会告示第十八号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十五条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

氏名	住所
審査長　神崎　浩昭	東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号
審査長の職務代理者　大泉　淳一	東京都新宿区大久保三―三―一―一一一